

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.47

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

石狩管内消費者被害防止ネットワークセミナー開催

石狩管内の消費者被害防止ネットワークセミナーが、2月7日(火)札幌市(北海道立消費生活センター)で開催されました。

セミナーには、石狩管内の6市と石狩振興局、北海道消費者協会等20名余りが出席しました。

まず、北海道消費者協会より、「道内のネットワーク活動について」報告がありました。「平成23年度は、岩内町、浦河町、日高町の3ヶ所に地域ネットワークが設立され、道内全体では44ヶ所となった。さらに、数ヶ所においてネットワーク設立の動きがあり、引き続きネットワーク拡大に向けた取り組みが必要」などの説明がありました。

続いて、北海道立消費生活センター相談部の、坂井副主任消費生活相談員より、最近の相談の傾向や、石狩管内での相談事例について説明がありました。「当センターの相談件数は、ここ数年減少傾向にあったが、今年上半期は前年同期に比べわずかながら増加した。事業者の悪質化の傾向が



みられ、詐欺的な相談事例や布団・浄水器など訪問販売業者による二次被害が目立っている。石狩管内の相談で、悪質な訪問販売の事例では、磁気活水装置や布団の次々販売、強引な灯油タンク洗浄、高齢者への配置薬勧誘などがあった。訪問販売以外では、健康センターでの高額エステ契約やパチンコ攻略契約などがみられた」



次に、千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会から活動報告があり、振り込め詐欺などの寸劇など取り組んできた報告がありました。

出席者との意見交換では、「地域ネットワークの必要性は認識しており、新年度に向けて取り組みを進めたい」などの発言があり、参加者



一同、あらためてネットワークの重要性を再確認しました。

なお、今年度最後となる、上川管内の当セミナーは、3月15日(木)午後1時から旭川市(フイール旭川)で開催されます。詳しいことは、北海道消費者協会啓発部までお問い合わせ下さい

携帯電話の複数契約の誘いは注意を！！

北海道立消費生活センターでは、次のように「気軽なアルバイトだと思い込み複数の携帯電話を契約して、機種本体を譲り渡した後に、高額な請求がきて支払えなくなった。」という相談が寄せられています。

大学や専門学校などで、先輩から後輩へ等の信用性が高く誘いを断れない関係性を利用して勧誘されるケースがあるため、説明とは違う高額請求がきてはじめて、騙されたのではないかと気づき相談にくるようです。



【事例】

大学の先輩から『アルバイトだ。』と勧められ、複数台の携帯電話を契約をして機種本体を渡したら、報酬をもらえると説明された。

各社をまわり、複数台を契約し、契約書面も手元にある。契約した後、機種本体は先輩に渡した。

先輩からは、『契約後、1ヶ月過ぎて解約したら携帯電話会社への支払いを続けることはないし、解約料もかかるとはならない。』と説明されていた。

しかし、解約手続をしたところ、契約期間中の通話料、解約による違約金、端末機種代金で、合計で数十万円もの請求を受けて、驚いた。携帯電話の利用は止まったが、渡してしまった携帯電話本体は取り戻してもらえそうにもないし、約束の報酬も受け取っていない。学生のため、請求された金額を支払うことは難しい。先輩は、支払わなくてよいというが、どうしたらよいか。

(20代、男性)

このように、「アルバイト」等と話しをもちかけ、携帯電話を契約させて機種本体を手放すよう仕向けられる等、同様の相談が寄せられています。

大学や専門学校などの友人関係や、部活動の先輩や後輩の関係など、信用性の高い関係や、誘われると心情的に断りにくい関係性を利用して、契約について知識の浅い若年者を狙ったものと思われます。

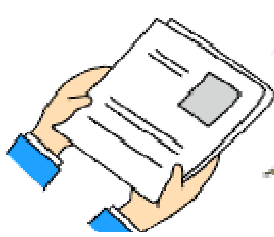
この事例のケースでは、1台ごとの契約は、有効に成立していると思われるため、複数台を契約していても、解約時には1台毎に契約に基づいた解約手続になるものと思われます。

また、店頭で契約内容の説明とともに契約書面も交付されている場合、既に成人し契約内容を理解できるものと判断されてしまうものと思われますので、たとえ、相談者が「契約者に請求がくることを知らなかった」と主張しても認められる可能性は低いものと思われます。

請求金額が高額になりすぐに支払えない場合は、支払い方法などについて、携帯電話会社と相談することになります。しかし、契約当事者の判断力が低下しているような方や、恫喝されるなど恐怖心から従わざるをえなかった等、契約時に特別な事情があるようなケースでは、状況によって警察にも事情を連絡しておく必要があると思われます。

【 問題点 】

1. 携帯電話の契約では、通信サービスの契約と機種本体の購入契約の2つの契約をすることになります。機種代金については、分割払いを選択すると、毎月の通信料金とともに請求され、支払うこととなりますが、契約期間内に解約をする（中途解約）と、違約金や機種代金の残額を一括払いで請求されるなど、思わぬ高額になる場合があります。
2. 契約そのものが有効に成立していれば、相談事例のように「解約しても支払う必要はない」、「解約料はかからない」ということはありません。必ず、契約当事者のところに料金が請求されることとなります。もし複数台を契約していれば、かかる経費の複数台分が請求されるということとなります。
3. 携帯電話の機種本体を他者へ譲り渡してしまった場合、それを犯罪等に利用される可能性も考えられ、犯罪行為に加担したとも捉えられかねません。
4. 高額な金額は支払えないからと、目の前の支払いのために、安易に借金をしてしまうと“返済のために借りる”ことになり、結果として多重債務となり経済的に逼迫した状況にもなりかねません。



00万円!? こんなに払えない~どうしよう..。

【 消費者へのアドバイス 】

1. アルバイトになるからと複数台の携帯電話の契約の話もちかけられても、絶対に断りましょう。
2. もしも契約してしまい、後で騙されたかもしれないと気づいた時には、出来るだけ早急に、携帯電話会社に利用停止の手続きをしてください。そして、消費生活相談窓口や消費生活センターへお問い合わせください。
3. 契約そのものが有効に成立している場合、支払いを免れることはできないと思われませんが、高額な金額を一度に支払えないからと、安易に借金をし“返済のために借りる”ことはやめましょう。支払える方法や金額等について、携帯電話会社と相談する必要があります。

おかしいと思ったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へお問い合わせください。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999



地域ネットワーク活動紹介!!



滝川消費者被害防止ネットワーク会議

当ネットワーク会議は、平成17年11月の設立以来、市、警察署、消費者協会などの加盟団体が、消費者被害未然防止に向けて啓発活動など活発に取り組んでいます。

このたび、ネットワークの会議が滝川市役所において開催され、私が研修の一環として「最近の消費者被害の現状と、被害未然防止について」のテーマ

引き続き、地元滝川警察署の八木生活安全課長と富久尾警務課相談係長より、被害受理状況や最近の相談の特徴について説明がありました。振り込め詐欺などは、件数は横ばいでも、1件当たりの被害額は増加しているとの説明でした。当日は、加盟団体から20名近くの出席者があり、熱心に耳を傾けていました。滝川消費者被害防止ネットワーク会議のますますのご活躍を願い、滝川を後にしました。

北海道消費者協会

啓発部長 星野 武治

で講演する機会がありましたので報告します。投資詐欺など最近の被害事例や特徴について説明しました。さらに、悪質業者は、常に国際・社会情勢などの動きを巧妙に悪用するので、マスコミなどの報道に敏感になる必要があり、最後に、高齢者の被害は拡大しているので、ネットワーク活動のより充実強化が求められていることをお話ししました。



投資トラブル110番 専用電話 011-281-3255

個人年金保険や投資ファンド、未公開株など、最近、投資にかかわるトラブルが全国的に増加していることから、北海道立消費生活センターでは、特別相談「投資トラブル110番」を実施します。

日時 平成24年3月3日(土) 午前10:00～午後3:00まで

(当日は電話相談のみの受付となります。)

替え歌 --- 曲「うさぎとかめ」---

歌い出し・もしもしかめよかめさんよ～
業者側パートと消費者側パートになって歌いましょう

1. やさしい顔で「こんにちは」
水質点検、無料です
タダより高いものはない
ハッキリ、キッパリ断ろう!
2. 投資のパンフ、見ましたか?
お高く買い取りいたします
しつこく勧誘受けたけど
ハッキリ、キッパリお断り!



3. 健康食品いかがです?
足腰(あしこし)ピンピン若返る
そんなに治るものはない
ハッキリ、キッパリ断ろう!
4. モニター価格のリフォームを
今なら大幅値下げです
しつこく勧誘受けたけど
ハッキリ、キッパリお断り!

みんなで歌って
だまされないぞ!